

## 一般の治療

使用される薬

厚生労働省の承認取得済み薬には商品名が  
ついている

薬を使う目的

治療を目的とする

病院

希望すれば、どこの病院でも治療を受けら  
れる

医師

主治医以外の医師が診察することもある

治療費

健康保険が適用され、一定の率で治療費を  
負担する

## 治験

厚生労働省の承認取得前

薬に商品名はなくコード名で区別する。

試験を主な目的とする

(治療的側面もある)

その治験を実施している病院に限られる

(治験実施の科のみ)

治験担当医師が一貫して診察し、担当医師  
以外は診察しない

治験薬の費用・治験薬を使用している間の  
一部の薬代や検査費用は治験を依頼してい  
る製薬会社が負担